

村上市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、村上市三之町1番1号村上市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、村上市における市民の生活に必要な公共交通の確保及び利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するための取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 自家用自動車有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) その他、協議会が必要と認めること。

(委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (2) 市民又は市内交通利用者
- (3) 北陸信越運輸局長が指名する職員
- (4) 新潟県警察、学識経験者その他協議会の運営上必要と認められる者
- (5) 市職員

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第8条 協議会に会長を置き、会長は村上市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 協議会に副会長を1人置き、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 協議会に監査員を2人置き、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(会議の運営等)

第11条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の総意で決することを原則とする。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は村上市のホームページ等を利用して公表する。

(協議結果の尊重義務)

第12条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第13条 協議会は、計画の検討及び実施にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の委員は、第6条各号に掲げる委員その他協議会が必要と認めた者とする。

3 分科会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

4 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 協議会は、運営に関する事務を行うため、村上市自治振興課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 15 条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第 16 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 18 条 協議会の目的が達成され、協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第 19 条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 22 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 24 日から施行する。